

国土交通省節電実行計画のポイント

平成 23 年 6 月

1. 趣旨

夏期の電力需給緊急対策として、国土交通省の需要設備において率先して節電対策を実施。

2. 目標

原則、ピーク期間・時間帯（7月から9月（平日）の9時から20時）の使用最大電力（kW）又は月間の使用電力量（kWh）を、昨年実績に比して15%以上抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

3. 中央合同庁舎第3号館の具体的な取組例

中央合同庁舎第3号館については、昨年のピーク期間・時間帯の使用最大電力実績2,920kWについて、その15%に当たる438kW以上を抑制し、ピーク期間・時間帯の使用最大電力が2,482kWを超えないよう、以下の取組を実施する。

【①照明に係る節電】

執務室の照明の部分消灯 等

【②OA機器、その他の機器に係る節電】

使用していないOA機器等の電源プラグを抜くことの徹底 等

【③共用部分に係る節電】

エレベーターの運転台数の削減、階段利用の促進 等

【④空調（冷房及び換気）に係る節電】

冷房中の室温を原則28度とすることの徹底 等

【⑤職員への周知】

使用電力に関する情報を職員向けイントラに掲示する等の電力使用状況「見える化」の推進

【⑥夏季休暇の長期化／旅行の推進】

長期休暇の取得、旅行の積極的实施 等

4. その他の設備の取組

中央合同庁舎第3号館における取組を参考とし、原則15%以上抑制する。ただし、人の生命・安全の確保等の観点から、被災地域の最前線で復旧・復興業務に従事しかつ電力の抑制が困難な設備、航空管制関連施設、気象観測関連施設、航行援助関連施設等について抑制率を緩和する。

5. スケジュール

7月～9月：節電実行計画実施期間

10月～：節電対策による結果と目標の達成状況について評価、公表